



おでかけに便利！ おおいたサイクルシェア

市内約60カ所のサイクルポート間であれば、24時間いつでも自由に電動アシスト自転車の貸出・返却ができます。



「自転車活用推進法」で、5月は「自転車月間」、5月5日は「自転車の日」と定められています。
大分市では「バイシクルフレンドリータウン」～自転車に似合うまち～の創造を目指して、さまざまな取り組みを行っています。便利で、健康増進にも役立つ、環境にもやさしい自転車。天気のよい日は、自転車で出掛けてみませんか？

「おおいたサイクルシェア」
公式ホームページはこちら



利用料金
1回会員：165円/30分(延長30分毎110円)
月額会員：1,980円(1回30分までは無料・延長30分毎110円)

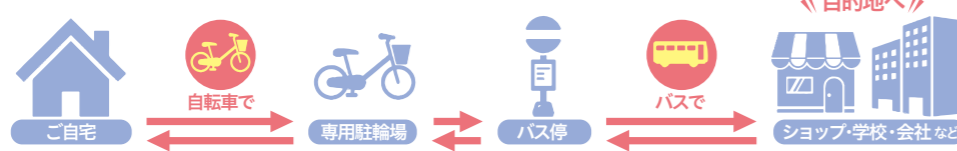
問 都市交通対策課 ☎537・5690

5月は自転車月間です

バスとの乗り継ぎに便利！サイクルアンドバスライド

「自宅近くにバス停がない」「最寄りのバス停では利用できる時間帯のバスがない」という人に便利な制度です。出発地から自転車でバス停付近の専用駐輪場に駐車し、バスを利用することができます。

ご利用イメージ



▲ 詳しくはこちら

知ろう、守ろう、自転車ルール

自転車安全利用5則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
※例外として認められている場合
- 標識で認められているとき
- 13歳未満の子どもの運転するとき など
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
- 飲酒運転は禁止
- 2人乗りは禁止
- 並進は禁止 など
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車が走るのはどこ？

道路にある青い羽根マークを見たことはありますか？これは自転車が通行する位置や進行方向を示す「自転車誘導サイン」。自転車も“車”の仲間です！原則、車道の左側を通行するようにしましょう。また、自動車のドライバーは横を通行する自転車との間隔を1.5m程度あけるようにしましょう。



「大分県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を知っていますか？

自転車事故の防止と被害者の保護を図るため、自転車条例が制定されました。条例では、交通事故の被害を軽減するヘルメットなどの器具の使用等について定めているほか、6月1日からは自転車保険等への加入が義務化されます。現在加入している保険で自転車事故に対応している場合がありますので、まずは確認をしましょう！



詳しくはこちら ▲



無料

おおいた自転車マップ ～自転車で走るおおいた新発見～

サイクリングルートの紹介など自転車利用者の情報を掲載しています。
配布場所：都市交通対策課(本庁舎7階)、本庁舎1階案内所、各支所など



市立学校で働き方改革を推進しています

学校教育に対するニーズの変化や教育現場が抱えるさまざまな課題の複雑化・多様化により、学校に求められる役割は大きくなっており、教師の長時間勤務という形で表れています。

市教育委員会では、「大分市立学校における働き方改革推進計画(第二次)」を策定し、教師が子どもたちに対して効果的な教育活動を行えるよう、さまざまな取り組みを進めています。 問 教育総務課 ☎537-5671

実施している取り組み

勤務時間外の電話音声アナウンスの導入

勤務時間外の電話対応の見直しのため、電話音声アナウンスを導入しています。

- ・音声アナウンスとなる時間帯
小学校：午後6時30分～午前7時
中学校：午後7時～午前7時



部活動の在り方の見直し

部活動休養日を週当たり2日以上、活動時間を平日2時間・休業日3時間程度と設定しています。



調査・依頼事項などの精査・精選

学校現場への調査・依頼について、その目的や重要性・必要性などを考慮した上で、精査・精選を行っています。



今後実施する取り組み

学校徴収金の徴収・管理の効率化

給食費や教材費などの学校徴収金の徴収方法を、口座引き落としに段階的に変更していきます。



学校と保護者等間の連絡手段をデジタル化

連絡配信機能や欠席連絡機能等を備えた学校連絡システムを導入し、教育委員会や学校、保護者等間の連絡体制を整備します。



保護者や地域、関係団体等のみなさまへ

地域全体で子どもたちによりよい教育環境を創造するため、学校の働き方改革に引き続きのご理解・ご協力をお願いいたします。